

## 富士見市議会臨時会 提出予定議案

開会日：令和2年5月19日（火）予定

合計12件（内訳）条例2件、予算2件、契約2件、専決6件

### 【条例】2件

議案第34号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 富士見市国民健康保険条例及び富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【予算】2件

議案第36号 令和2年度富士見市一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

### 【契約】2件

議案第38号 工事請負契約の締結について

議案第39号 工事請負契約の締結について

### 【専決】6件

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第34号

臨時会提出条例要旨

担当部課名	総務部 職員課
条例名	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内経済等への影響を鑑み、特別職の給料月額を次のとおりとするもの</p> <p>① 市長・・・100分の30を減じた額</p> <p>② 副市長・・・100分の20を減じた額</p> <p>③ 教育長・・・100分の15を減じた額</p>
主な改正点 (新制定の場合は 主な制定事項)	<p>① 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定附則に3項を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>附則第11項 市長及び副市長の給料額の減額規定</li> <li>附則第12項 給料支給に関する日割りの補足規定</li> <li>附則第13項 給料額算定の際の端数処理</li> </ul> </li> </ul> <p>② 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制定附則に3項を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>附則第10項 教育長の給料額の減額規定</li> <li>附則第11項 給料支給に関する日割りの補足規定</li> <li>附則第12項 給料額算定の際の端数処理</li> </ul> </li> </ul>
条例施行期日	令和2年6月1日

議案第35号

臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 保険年金課
条例名	富士見市国民健康保険条例及び富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
内容	<p>給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いにより就労できなかった場合に傷病手当金を支給するため、富士見市国民健康保険条例及び富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。</p>
主な改正点 (新制定の場合は 主な制定事項)	<p>① 富士見市国民健康保険条例          附則に第2条から第4条の3つの条文を加え新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定          附則第2条・・・傷病手当金の起算日、算出額、支払期間を規定          附則第3条・・・傷病手当金の差額支給について規定          附則第4条・・・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の額及び事業主の負担について規定</p> <p>② 富士見市後期高齢者医療に関する条例          第2条の「市において行う事務」に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加し規定</p>
条例施行期日	公布の日から施行

議案第36号

臨時会提出予算概要

担当部課名	総合政策部 財政課
会計種別	令和2年度富士見市一般会計補正予算（第2号）
要 旨	補正予算額 2億5,819万6千円 （補正後の歳入歳出予算総額 482億3,618万7千円）
主な内容 （特徴点）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営の安定に支障の生じている中小企業者に対する融資制度を創設するほか、市独自の子育て応援施策に係る給付金を計上するもの。
項目詳細	
<b>歳入予算の主な補正内容</b>	
1 国庫支出金	1億5,981万8千円
2 繰入金	8,337万8千円
<b>歳出予算の主な補正内容</b>	
<b>1 スクスク子育て応援特別給付金給付事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室）</b>	<b>5,800万円</b>
市独自の子育て応援施策として、令和2年4月28日から12月31日までに生まれた子を対象とした給付金を給付するための補正	
<b>2 中小企業融資事業（産業振興課）</b>	<b>3,378万円</b>
市内中小企業者を対象とした新たな融資制度を創設するための補正	
<b>3 商工業推進事業（産業振興課）</b>	<b>140万円</b>
市内中小企業者を対象とした経営相談等の窓口を設置するための補正	
<b>4 市民相談事業（人権・市民相談課）</b>	<b>60万円</b>
新型コロナウイルス感染症に係る法律相談窓口を設置するための補正	
<b>5 給与費等（職員課）</b>	<b>△280万7千円</b>
市内経済等への影響を鑑み、特別職の給料等を減額するための補正	
<b>6 感染症等予防対策事業（健康増進センター）</b>	<b>177万7千円</b>
東入間医師会へ医療物資を提供し、医療従事者の活動を支援するための補正	
<b>7 子育て世帯臨時特別給付金給付事業（子育て支援課）</b>	<b>1億4,293万4千円</b>
児童手当（特例給付を除く）受給世帯に子育て世帯臨時特別給付金を給付するための補正	

# 令和2年度一般会計補正予算（第2号）

## 1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営の安定に支障の生じている中小企業者に対する融資制度を創設するほか、市独自の子育て応援施策に係る給付金の計上が主な内容となっています。

(単位 千円)

## 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	258,196
補正後累計額	48,236,187

### (2) 歳入の内容

ア 国庫支出金	159,818
---------	---------

生活困窮者自立支援事業費国庫負担金（福祉課）	16,884
子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（子育て支援課）	4,374
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（子育て支援課）	138,560

イ 繰入金	83,378
-------	--------

財政調整基金繰入金（財政課）	63,198
・補正後繰入額	735,094（令和2年度末基金残高見込 3,012,582）
産業振興基金繰入金（産業振興課）	20,180
・補正後繰入額	27,387（令和2年度末基金残高見込 4,450）

ウ 諸収入	15,000
-------	--------

中小企業小口融資資金預託金元利（産業振興課）	15,000
------------------------	--------

### (3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課）	△2,807
-------------	--------

市内経済等への影響を鑑み、特別職の給料等を減額するための補正

- ・減額期間 令和2年6月1日から8月19日まで
- ・減額率 市長 30%減、副市長 20%減、教育長 15%減

(ア) 給料 △1,404

(イ) 職員手当等 △1,272

(ウ) 共済費 △131

イ 市民相談事業（人権・市民相談課）	600
--------------------	-----

新型コロナウイルス感染症に係る法律相談窓口を設置するための補正

- ウ 生活困窮者自立支援事業（福祉課）** **22,512**  
 経済的に困窮し、家賃の支払いに窮している方への住居確保給付金を増額するための補正  
 【特定財源：生活困窮者自立支援事業費国庫負担金（国）16,884】
- エ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業（子育て支援課）** **142,934**  
 児童手当（特例給付を除く）受給世帯に子育て世帯臨時特別給付金を給付するための補正  
 【特定財源：子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（国）4,374、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（国）138,560】
- オ スクスク子育て応援特別給付金給付事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室）** **58,000**  
 市独自の子育て応援施策として、令和2年4月28日から12月31日までに生まれた子を対象とした給付金を給付するための補正
- カ 感染症等予防対策事業（健康増進センター）** **1,777**  
 東入間医師会へ医療物資を提供し、医療従事者の活動を支援するための補正
- キ 中小企業融資事業（産業振興課）** **33,780**  
 市内中小企業者を対象とした新たな融資制度を創設するための補正  
 【特定財源：産業振興基金繰入金 18,780、諸収入 15,000】
- ク 商工業推進事業（産業振興課）** **1,400**  
 市内中小企業者を対象とした経営相談等の窓口を設置するための補正  
 【特定財源：産業振興基金繰入金 1,400】

議案第37号

臨時会提出予算概要

担当部課名	市民生活部 保険年金課
会計種別	令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
要旨	歳入歳出それぞれ129万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を95億842万円とするもの。
主な内容 （特徴点）	給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いにより就労できなかつた場合に傷病手当金を支給するための増額補正
項目詳細	
<b>1 歳入</b>	
（1）県支出金	129万2千円
<b>2 歳出</b>	
（1）保険給付費	129万2千円

# 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第1号）

## 1 補正予算(第1号)の概要

今回の補正予算は、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いにより就労できなかつた場合に傷病手当金を支給するための増額補正を行うものです。

歳入歳出総額としては、129万2千円を増額し、補正後予算総額は9億842万円となっています。

## 2 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

<b>(1) 歳入歳出予算補正額</b>		<b>1, 292</b>
補正後累計額		9, 508, 420
<b>(2) 歳入の内容</b>		
県支出金		1, 292
・ 特別調整交付金分（市町村分）	1,292	
<b>(3) 歳出の内容</b>		
保険給付費		1, 292
・ 傷病手当金	1,292	



## 議案第38号

### 臨時会提出案件要旨

担当部課名	教育委員会 教育政策課
工事名	市立勝瀬小学校大規模改造建築工事（第2期工事）
要旨	市立勝瀬小学校大規模改造建築工事（第2期工事）の請負契約を締結することについて議決を求めるもの。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工場所 富士見市大字勝瀬地内</li><li>・ 履行期限 令和2年11月20日</li><li>・ 請負金額 338,412,800円</li><li>・ 請負業者 富士見市山室二丁目23番26号 株式会社大嶋技建 代表取締役 大嶋定男</li></ul>

## 議案第39号

### 臨時会提出案件要旨

担当部課名	教育委員会 教育政策課
工事名	市立西中学校大規模改造建築工事（第1期工事）
要旨	市立西中学校大規模改造建築工事（第1期工事）の請負契約を締結することについて議決を求めるもの。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工場所 富士見市西みずほ台三丁目地内</li><li>・ 履行期限 令和2年10月16日</li><li>・ 請負金額 285,598,500円</li><li>・ 請負業者 富士見市鶴馬三丁目33番9号 鶴馬マンション201号 斎藤工業株式会社埼玉西営業所 所長 鈴木純</li></ul>

議案第40号

臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 税務課
条例名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例等の一部を改正する条例)
内 容	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するもの。
主な改正点	① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに関連した所要の規定の整備 ② 固定資産税の負担軽減に係る特例措置の創設及び延長に伴う規定の整備 ③ 地方税法等の一部を改正する法律等の制定に伴い、引用する適用条項等の改正及び規定の整備並びに改元対応
関係規程	① 法令名 地方税法等の一部を改正する法律 ② 公布番号 令和2年法律第5号 ③ 公布年月日 令和2年3月31日
条例施行期日	令和2年4月1日施行

議案第41号

臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 税務課
条例名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
内容	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日付けで公布されたことに伴い、富士見市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するもの。
主な改正点	<p>① 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例及び新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の新設による引用する適用条項の追加</p> <p>② 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の延長</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の新設</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における緊急に必要な税制上の措置として対応しています。</p>
関係規程	<p>① 法令名 地方税法等の一部を改正する法律</p> <p>② 公布番号 令和2年法律第26号</p> <p>③ 公布年月日 令和2年4月30日</p>
条例施行期日	公布の日から施行

## 議案第42号

### 臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 税務課
条例名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
内容	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するもの。
主な改正点	① 都市計画税の負担軽減に係る特例措置の創設及び廃止に伴う規定の整備 ② 地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、引用する適用条項等の改正及び規定の整備並びに改元対応
関係規程	① 法令名 地方税法等の一部を改正する法律 ② 公布番号 令和2年法律第5号 ③ 公布年月日 令和2年3月31日
条例施行期日	令和2年4月1日施行

## 議案第43号

### 臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 税務課
条例名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
内容	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日付けで公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するもの。
主な改正点	新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の新設による引用する適用条項の追加  ※ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における緊急に必要な税制上の措置として対応しています。
関係規程	① 法令名 地方税法等の一部を改正する法律 ② 公布番号 令和2年法律第26号 ③ 公布年月日 令和2年4月30日
条例施行期日	公布の日から施行

## 議案第44号

### 臨時会提出条例要旨

担当部課名	市民生活部 保険年金課
条例名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
内容	地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法を改正するため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法179条第3項の規定により提案するもの。
主な改正点	国民健康保険税の被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法を改正するもの。
関係規程	①法令名 地方税法施行令等の一部を改正する政令 ②公布番号 令和2年政令第109号 ③公布年月日 令和2年3月31日
条例施行期日	令和2年4月1日施行

議案第45号

臨時会提出予算概要

担当部課名	総合政策部 財政課
会計種別	令和2年度富士見市一般会計補正予算（第1号）
要旨	令和2年5月1日付けで専決処分した補正予算 補正予算額 114億618万円 （補正後の歳入歳出予算総額 479億7,799万1千円）
主な内容 （特徴点）	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金を給付するための事務費等を計上するもの
項目詳細	
<p><b>歳入予算の補正内容</b></p> <p>1 国庫支出金 114億618万円</p> <p><b>歳出予算の補正内容</b></p> <p>1 特別定額給付金給付事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） 114億618万円</p> <p>特別定額給付金を給付するための補正</p>	

## 令和2年度一般会計補正予算（第1号）

### 1 補正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金を給付するための事務費等を計上する内容となっています。

なお、本補正予算は、特別定額給付金を迅速かつ的確に給付するため、令和2年5月1日付けで専決処分をいたしました。

(単位 千円)

### 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	11,406,180
補正後累計額	47,977,991

#### (2) 歳入の内容

ア 国庫支出金	11,406,180
---------	------------

特別定額給付金給付事務費補助金

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室) 106,180

特別定額給付金給付事業費補助金

(新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室) 11,300,000

#### (3) 歳出の内容

ア 特別定額給付金給付事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室）	11,406,180
--------------------------------------	------------

特別定額給付金を給付するための補正

【特定財源：特別定額給付金給付事務費補助金（国） 106,180、特別定額給付金給付事業費補助金（国） 11,300,000】